別表十五の記載要領第1号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条」に改め、同第1号及び第2号を次のように改める。

「中小法人等の定額控除限度額　(1)の金額又は800万円×$\frac{\text{(3)の分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載すること。}}{12}$相当額のうち少ない金額　(3)

別表十五　交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

支出交際費等の額（8の計）	1	円	損金算入限度額（(2)又は(3)）	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額（(9の計)×$\frac{50}{100}$）	2				
中小法人等の定額控除限度額（(1)の金額又は800万円×$\frac{12}{12}$相当額のうち少ない金額）	3		損金不算入額（(1)－(4)）	5	

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
計				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）